

平成14年度 公共事業再評価調書（担い手育成基盤整備事業）

（事業着手後 5年以上経過し継続中の事業）

評価確定日	平成14年11月27日
所管部課名	農林水産部 農地整備課

地区名	事業の概要	1 必要性の観点			2 事業進捗の見込みの観点																																				
		事業の進捗状況	事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業の投資効果	[事業進捗の見込み]																																				
<b>[地区名]</b> しばの芝野  <b>[所在地]</b> 河辺郡雄和町	<b>[事業の目的]</b> 土地利用型農業の確立を図るため、担い手農家等による大規模な農業経営が行われる見込みのある地域で大区画の高生産性ほ場整備を実施し、生産性の向上と生産コストの低減を図るとともに、連担的農地の集積を促進し、望ましい担い手の育成・確保を図る。  <b>[総合計画上の位置付け]</b> 「あきた21総合計画」では、国際化の急激な進展に対応しうる生産性の高い農業とこれを支える活力ある農村を確立するため生産基盤であるほ場の整備をH12～22の11年間に14,500ha整備率76%を目標に整備する。特に、計画前期のH12～14の3年間に4,500haを整備する。	<b>[事業の経緯]</b> H9 事業採択 H10 工事着手 (H14 面工事完了予定) (H17 換地処分、完了予定)  <b>[進捗状況]</b> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>全体</th> <th>H14まで</th> <th>進捗率</th> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>154.6ha</td> <td>154.6ha</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,262</td> <td>1,622</td> <td>71.7%</td> </tr> </table> <b>[長期継続の理由]</b> 既設揚水機の撤去に当たり、国土交通省との協議が必要であり期間を要している。	区分	全体	H14まで	進捗率	区画整理	154.6ha	154.6ha	100%	事業費	2,262	1,622	71.7%	<b>[社会経済情勢の変化]</b> 農産物の輸入自由化や米価の下落により、農家の経営が厳しさを増していることから生産コストの低減が強く求められている。このため、本事業により農地の基盤を早急に整備し、担い手等に農地の集積を図るとともに、労働時間の短縮や営農経費の節減により、生産性の高い営農を進めることが急務である。  <b>[地元の意向]</b> 平成11年4月に秋田市、河辺町、雄和町の3農協が広域合併して「JA新あきた」が発足し、従来の稲作指導のほか畑作に戦略作物の導入を行い生産性向上のための指導及び販路拡大を強化している。町では、全国的な米価の下落と転作面積の拡大状況に伴い、大区画ほ場を活用した転作物として、従来の大豆に加え、一般農家と畜産農家22戸が連携した発酵粗飼料稲(WCS)の作付けに取り組んでおり、安定した複合経営の確立を図るため、事業の早期完成を強く望んでいる。	<b>[整備効果]</b> 本事業を契機に、平成12年度には大区画ほ場に50aの大豆を作付けしたほか、平成13年度にはJAから農業機械をリースする機械利用組合(16名)を設立し、地域での農業機械の共同利用と低コスト化に取り組んでいる。また、受益者間の農地集積への意識が高揚してきており、今後さらに担い手の確保・育成に努め、農地の集積や安定的な複合経営に取り組む機運が高まってきているほか、WCSの作付をH14年度から実施している。  担い手経営面積 担い手農家 24名 <table border="1"> <tr> <th>区面積</th> <th>担い手経営</th> <th>%</th> </tr> <tr> <td>154.6ha</td> <td>59.2ha</td> <td>38.3%</td> </tr> </table>	区面積	担い手経営	%	154.6ha	59.2ha	38.3%	<b>[事業進捗の見込み]</b> H16年度までに主要工事を終え、H17年度に補完工事や換地処分を実施し完了する予定である。  <b>3 コスト縮減や代替案立案等の可能性の観点</b>  <b>[コスト縮減の可能性]</b> 地盤が軟弱な区域に購入土による地盤改良を計画していたが、他事業からの残土を利用するなどコスト縮減を図りながら事業の進捗を図っている。  <b>[代替案立案の可能性]</b> なし。																		
区分	全体	H14まで	進捗率																																						
区画整理	154.6ha	154.6ha	100%																																						
事業費	2,262	1,622	71.7%																																						
区面積	担い手経営	%																																							
154.6ha	59.2ha	38.3%																																							
<b>[事業内容]</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>諸元</th> <th>計画時</th> <th>再評価時</th> <th>増減</th> <th>理由等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>151.0ha</td> <td>154.6ha</td> <td>3.6ha</td> <td>地区界の精査による増</td> </tr> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>2,290</td> <td>2,262</td> <td>28</td> <td>精査による減</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>H9～H13</td> <td>H9～H17</td> <td>4年</td> <td>他官庁協議による</td> </tr> <tr> <td>受益面積</td> <td>151.0ha</td> <td>154.6ha</td> <td>3.6ha</td> <td>地区界の精査による増</td> </tr> </tbody> </table>		諸元	計画時	再評価時	増減	理由等	事業量					区画整理	151.0ha	154.6ha	3.6ha	地区界の精査による増	事業費(百万円)	2,290	2,262	28	精査による減	工期	H9～H13	H9～H17	4年	他官庁協議による	受益面積	151.0ha	154.6ha	3.6ha	地区界の精査による増	<b>[環境対策]</b> 「農業農村整備環境対策指針」に基づき保全すべき環境を確認の上事業推進している。本地区では、環境関連法令に係わる事項は特になし。			<b>[費用の変更]</b> 精査により事業費が減。  <b>[効果の変化]</b> 地区編入分の効果増。  <b>[費用対効果]</b> <table border="1"> <tr> <td>計画時</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>再評価時</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>採択基準</td> <td>1.00</td> </tr> </table>	計画時	1.04	再評価時	1.05	採択基準	1.00
諸元	計画時	再評価時	増減	理由等																																					
事業量																																									
区画整理	151.0ha	154.6ha	3.6ha	地区界の精査による増																																					
事業費(百万円)	2,290	2,262	28	精査による減																																					
工期	H9～H13	H9～H17	4年	他官庁協議による																																					
受益面積	151.0ha	154.6ha	3.6ha	地区界の精査による増																																					
計画時	1.04																																								
再評価時	1.05																																								
採択基準	1.00																																								
再評価の結果		対応方針(案)及びその理由		公共事業評価専門委員会の意見																																					
継続・中止		<b>[対応方針(案)]</b> 平成17年度に換地処分を実施し、完了を図る。  <b>[理由]</b> 平成13年度までに完了した面工事区域については、既に作付が行われている。また、H14年度までには面工事を終え、その後、地元要望に応えるための補完工事を実施することとしており、事業を推進する上で支障もなく、平成17年度に換地処分を実施し完了することが可能である。		継続は妥当と認める。																																					